

# 4 施策の基本方向

## (1) 生産段階における安心・安全確保対策

### ア 安心・安全な食の安定供給・提供

#### (ア) 環境にやさしい農林水産業の推進

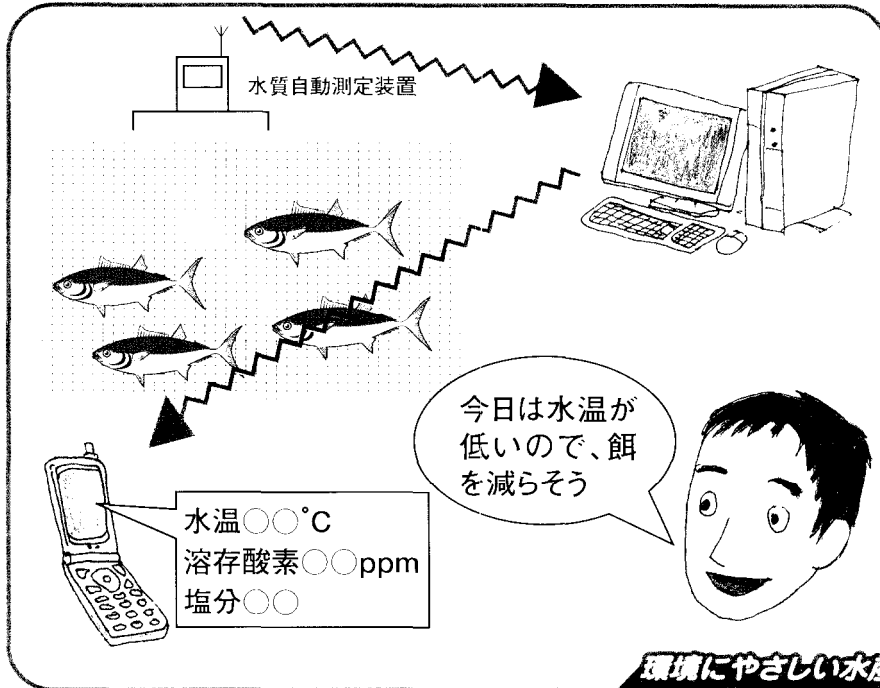
本県は全国有数の食料供給県であり、農業においては、農業の有する自然循環機能を生かしながら、環境への負荷の軽減に配慮した持続的な農業生産を進めるため、家畜排せつ物など地域における有機質資源を利用した良質堆肥を用いた健全な土づくりを基本としつつ、化学肥料・農薬の適正使用など環境にやさしい農業を推進します。また、これらに積極的に取り組む生産者（エコファーマー※等）の育成に努めます。

林業においては、栽培基準に基づき、豊かな森林環境を生かした特用林産物の生産振興を図ります。

水産業においては、漁場改善計画等による適正養殖・品質管理を促進するとともに、環境負荷を抑えた養殖用飼料を開発するなど環境にやさしい養殖業を推進します。

※エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、堆肥等を使った土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を一体的に行う、県知事が認定した農業者の愛称のこと。





環境にやさしい水産業の展開

### (イ) 衛生管理対策の推進

化学肥料・農薬、飼料、動物用医薬品などの適正な管理・使用に努め、家畜や畜産物、魚介類などの衛生管理対策を推進します。

生産された農林水産物に対する残留農薬等の自主検査を促進します。



## (ウ) 安心・安全な県産農林水産物のPRや相互理解の促進

消費者、製造・加工、流通・販売業者、行政等が開催する各種イベントへの積極的な参画による消費者等との交流を通じて、安心・安全な県産農林水産物のPRや相互理解の促進に努めます。



### イ 監視指導、検査の充実・強化

化学肥料・農薬、飼料、動物用医薬品など生産資材の適正な管理、販売、使用が行われるよう監視指導を強化・徹底します。

家畜伝染病の発生予防とまん延防止に努めるとともに検査・指導を強化するほか、魚病についても予防対策の指導や検査を徹底します。

家畜や畜産物、魚介類などの衛生的な取扱いについての指導を徹底します。



## (2) 製造・加工、流通・販売段階における安心・安全確保対策

### ア 監視指導の充実

#### (ア) 食品関係施設に対する監視指導の充実・強化

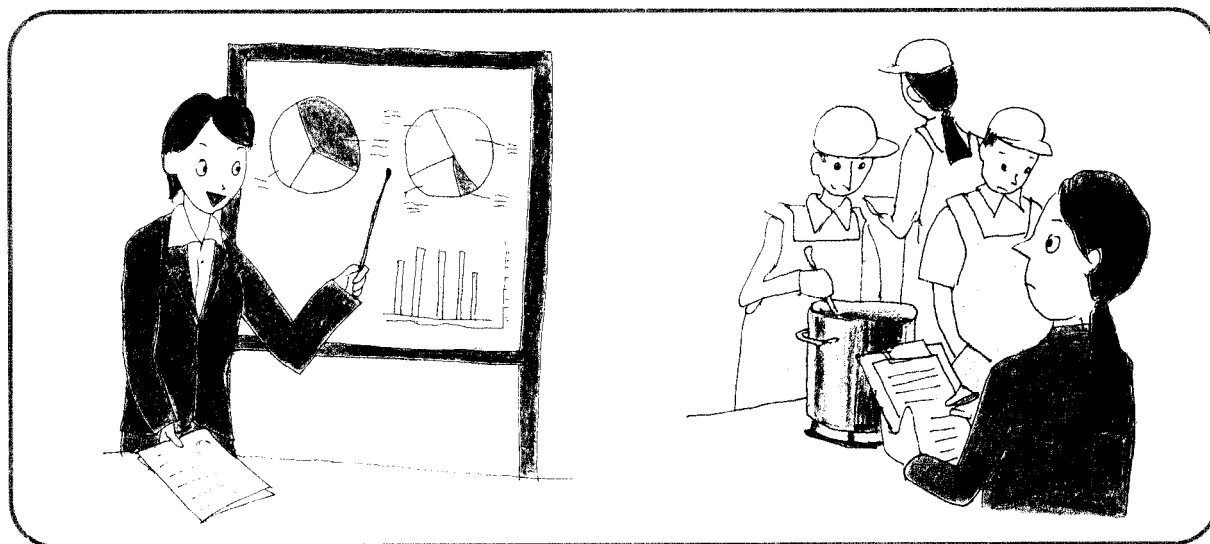
県民の意見を反映した重点的かつ効果的な食品衛生監視指導計画※を策定し、食品関係施設に対して監視指導を実施します。



※食品衛生監視指導計画:食品等事業者に対する監視指導などについて、各都道府県等がその地域の食品の生産・流通・製造等の状況や、食品衛生上の問題の発生状況等を踏まえて策定する計画。平成15年の食品衛生法の改正により計画策定が義務づけられ、本計画に基づく監視指導が平成16年度から実施されている。

#### (イ) 食中毒防止対策の徹底

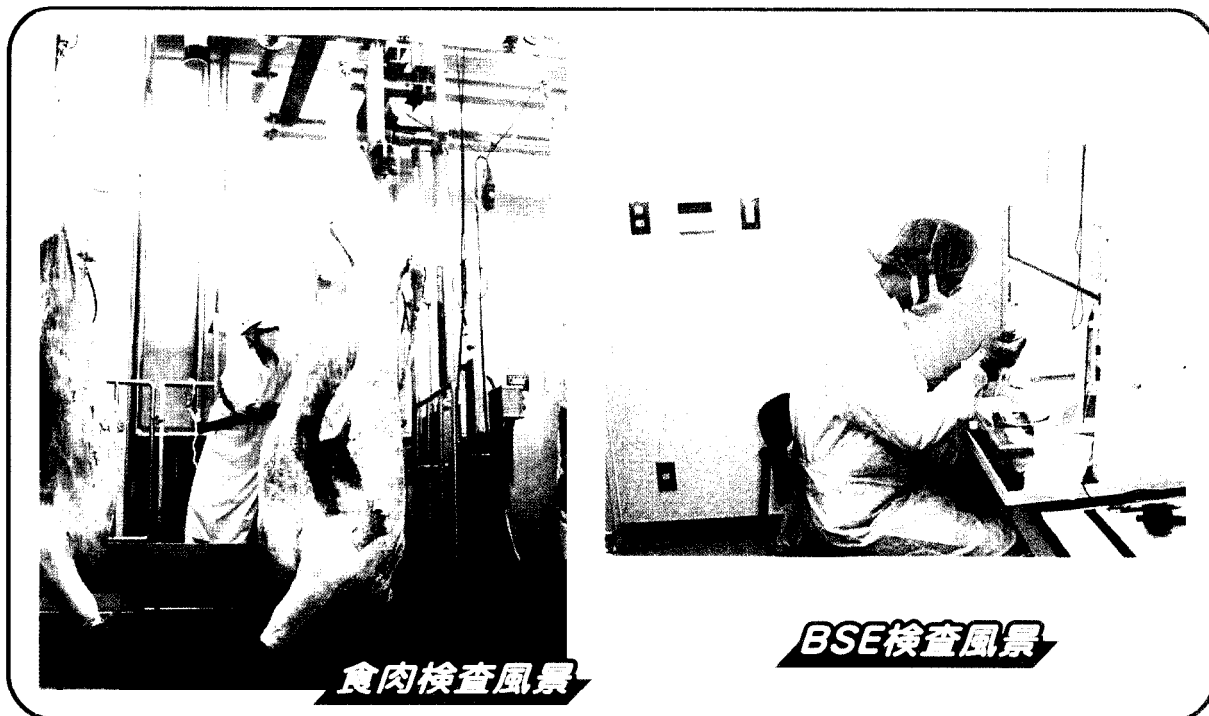
飲食店や集団給食施設等への重点的な監視指導や講習会の開催等により食中毒の防止に努めます。また、食中毒の発生しやすい時期に「食中毒注意報」を発令し、注意喚起を行います。



## イ 検査の充実

### (ア) 食肉・食鳥肉の検査、BSEの検査の充実

食肉・食鳥処理場に搬入される牛、豚、鶏等の検査を行い、また、牛については、BSE検査と特定部位\*除去の確認を行います。



\*特定部位:BSEの原因となる異常プリオン(蛋白粒子)が蓄積する頭部(舌及び頬肉を除く)、せき髄及び回腸(日本では盲腸との接続部分から2メートルまでの部分)を示し、解体時に除去され、全て焼却される。

### (イ) 流通食品の検査の充実

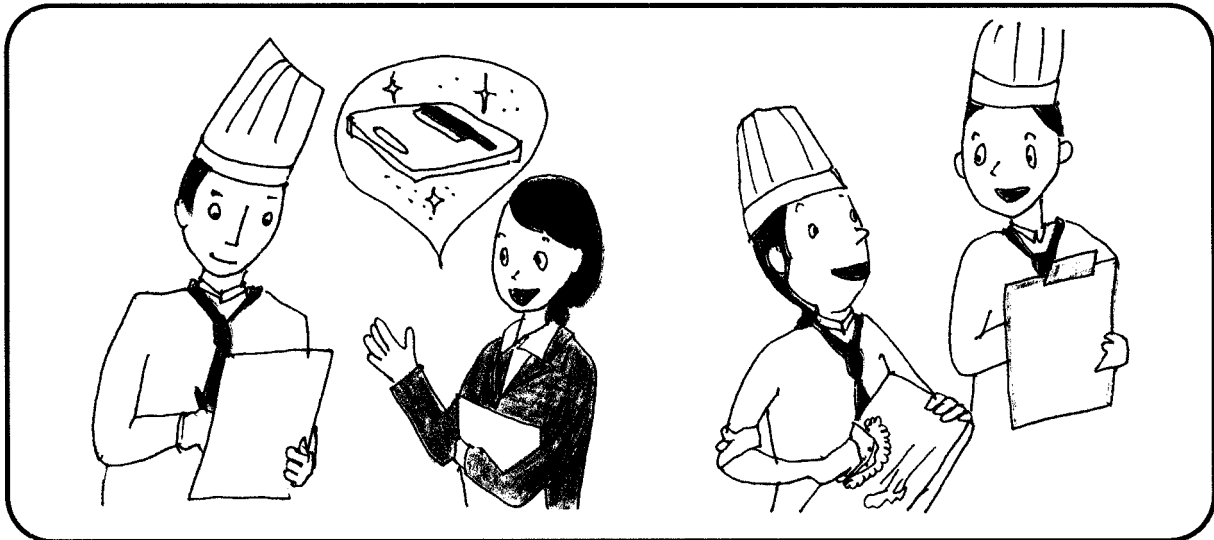
県内で流通している食品の残留農薬、残留動物用医薬品、食品添加物、食中毒菌等の検査の充実を図り、流通食品の安全性の確保に努めます。



## ウ 自主的衛生管理の推進

製造・加工、流通・販売業者等事業者に対して、自主検査の実施、原材料の安全性の確認、記録の作成・保存の推進を図るとともに、HACCP\*などの高度な衛生管理システムの導入を促進します。

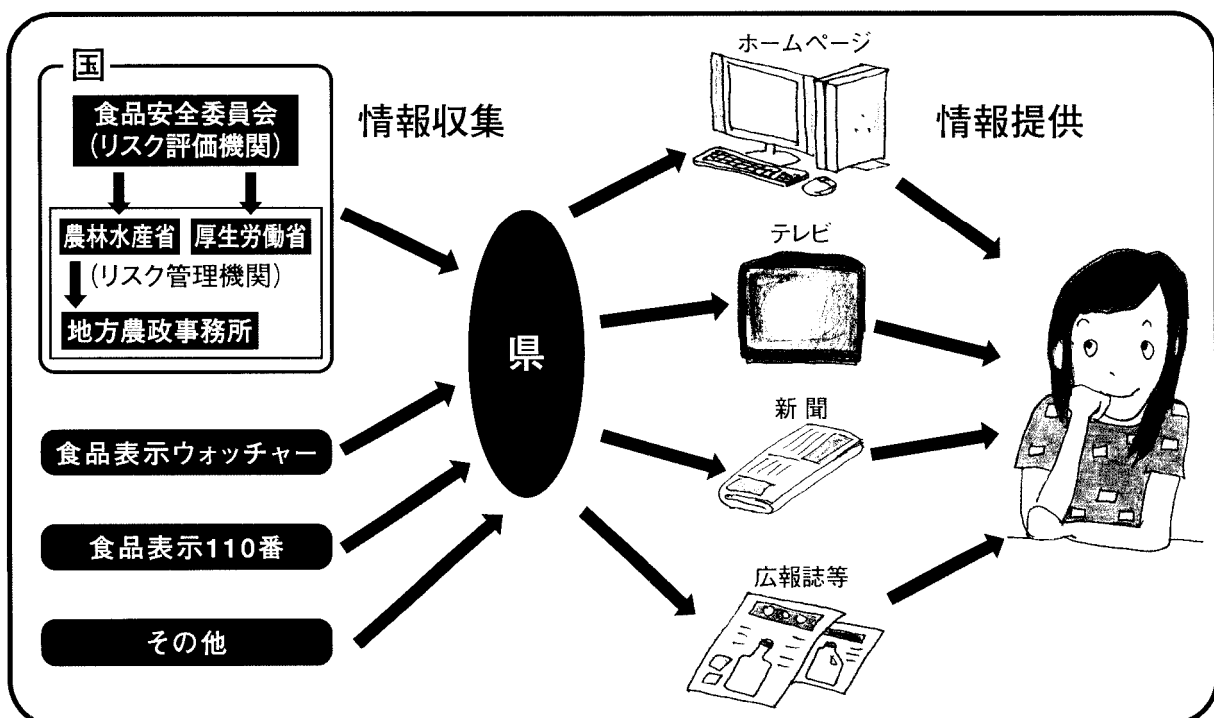
\*HACCP:食品の製造から流通までの過程において、危害の発生を防止する上で最も重要と判断される工程を特定し、適切な監視方法、逸脱した場合の是正措置等の手順を定めることにより、食品の安全性を確保するシステム。



### (3) 安心・安全に関する情報等の確実な提供

#### ア 食の安心・安全に関する情報の収集と正確で分かりやすい情報の提供

県内外の食の安心・安全に関する正確な情報収集に努め、これらの情報や食品関係法令、県における施策の取組状況や各種検査結果等について分かりやすく整理し、ホームページや広報等を通じて迅速な情報提供を行います。

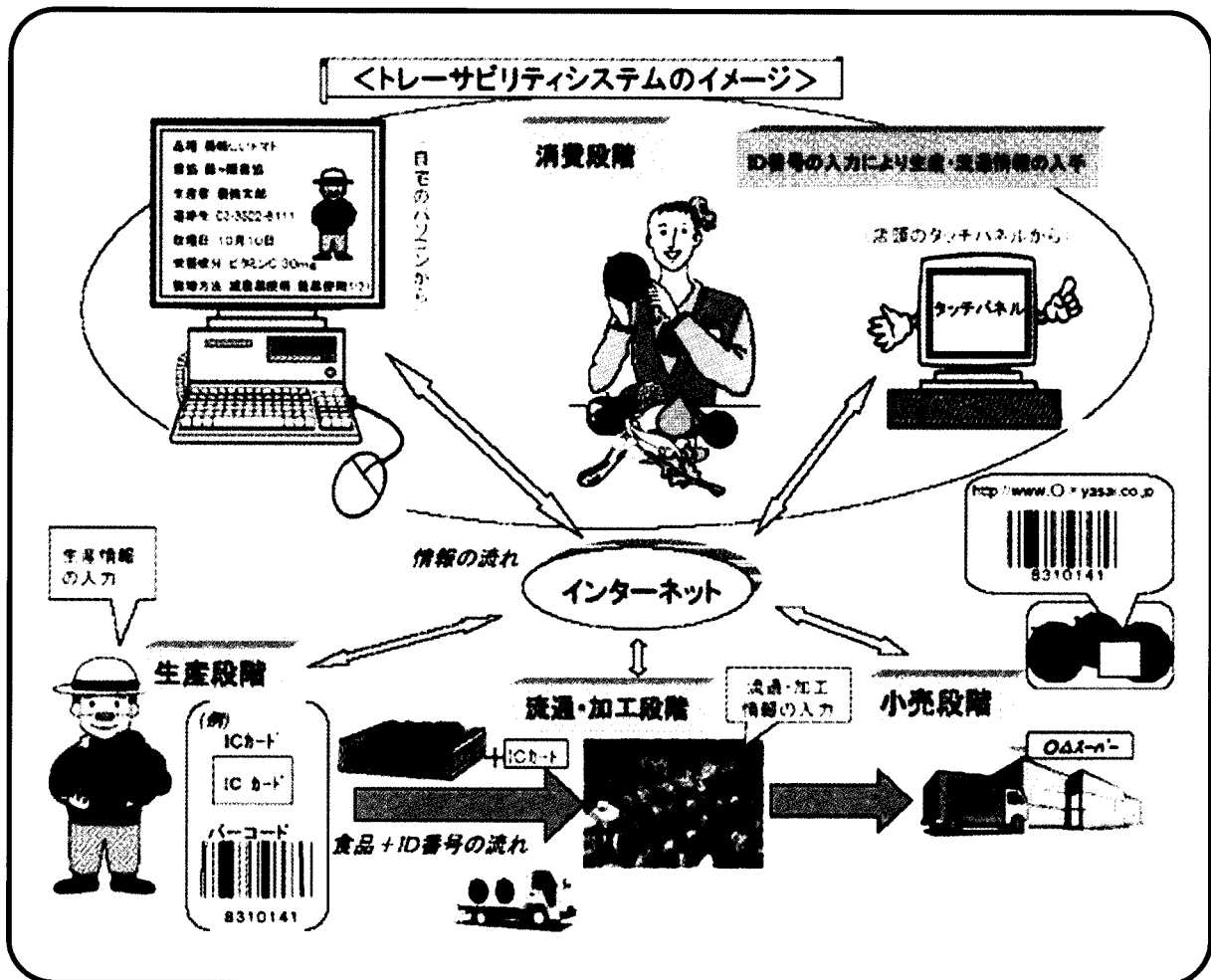


## イ トレーサビリティシステムの導入

生産段階においては、施肥・防除等に係る生産資材の使用状況やほ場管理、動物用医薬品や水産用医薬品の使用状況など、農林水産物の生産履歴が適切に記録・保存されるよう生産者を指導するとともに、製造・加工、流通・販売段階においては、食品の仕入れ・出荷情報等が適切に記録・保存されるよう、事業者を指導し、システムの導入に努めます。

牛肉については、生産者、流通関係者等との緊密な連携の下、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（牛肉トレーサビリティ法）に基づき、個体情報の適切な伝達と検証により安全性の確保を図るとともに、情報開示対象の拡充を促進します。

さらに、青果物や茶、養殖魚等へのトレーサビリティシステムの導入を推進します。



## 牛肉のトレーサビリティシステム



**牛**

平成15年12月1日施行  
 (注)平成15年12月1日の既存牛及び  
 同日以降の出生・輸入牛が対象



**牛肉**

平成16年12月1日施行  
 (注)平成16年11月30日以前に  
 とさつされた牛肉は対象外

牛の両耳に個体識別番号が印字  
 された耳標を装着(取り外し禁止)

特定牛肉(又はその容器など)  
 に個体識別番号を表示



酪農家・肉用牛農家などの管理者

と畜業者

流通業者

耳標の装着と農林水産大臣への届出

- 出生の届出
- 耳標の装着
- 転入・転出の届出
- 死亡の届出

○とさつの届出

個体識別番号の表示と販売などの記録・保存(帳簿の備え付け)

- 個体識別番号の表示
- 帳簿の備え付け

- 個体識別番号の表示
- 帳簿備え付け

## ウ 食品表示の適正化の推進

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(JAS法)、「食品衛生法」、  
 「不当景品類及び不当表示防止法」(景品表示法)等食品表示関係法令に基づき、生  
 産者団体や製造・加工、流通・販売業者等事業者に対する監視・指導を行うとともに、講  
 習会の開催等を通じ、適正な食品表示に関する啓発・普及を図ります。

また、「食品表示に関する連絡会議」など県庁内各課及び県出先機関の総合的な連  
 絡調整や情報の共有化を図ります。

さらに、「食品表示110番」に寄せられた相談等に適切に対応するとともに、「食品表  
 示指導員」や「食品表示ウォッチャー」の設置など、食品表示に係る監視体制の充実・強  
 化を図ります。

このほか、国の地方農政事務所や農林水産消費技術センター等との連携を密にし、食  
 品表示の適正化を推進します。